

# 建築物設備点検業務仕様書

## I. 業務概要

1. 業務名： 中部運輸局管内建築物設備点検業務
2. 履行場所： 別紙【点検施設表】のとおり
3. 履行期間： 契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

## 4. 一般事項

### (1) 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書第1章第1節1.1.2による。

### (2) 受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、測量機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

### (3) 業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、これにかかる費用はすべて受注者負担とする。

### (4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

### (5) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については施設管理担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出する。

### (6) 業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

### (7) 守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

#### (8) 著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法当の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

### 5. 業務内容

- ・ 建築基準法第12条第4項又は官公法第12条第2項に基づく建築設備（昇降機を除く）の点検  
点検方法： 建築基準法 平成20年国土交通省告示 285号  
官公法 平成20年国土交通省告示 1351号
- ・ 官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検  
点検方法： 「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領(別表)」による。

### 6. 点検対象

別紙「点検施設表」のとおり

### 7. 点検結果の報告

- (1) 点検結果報告書の書式は次による。
  - ・ 「定期点検記録 点検様式 3-1」
  - ・ 「点検記録表 点検様式 3-2-1, 3-2-2, 3-2-3, 3-2-4, 3-3」
- (2) 報告書等による報告期限は履行期間の満了日までとする。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)
- (3) 報告書の提出媒体は、紙及び電子(CD-R 又は DVD-R)とする。

## II. 共通仕様

### 1. 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者の承諾を得ること。

- ・業務計画書(作業着手前まで)

### 2. 貸与資料

業務の実施に先立ち、必要に応じ既存図面等の関係資料を貸与する。なお、業務終了後速やかに返却する。

### 3. 点検実施者

(1)業務の実施に先立ち、次の事項について書面をもって施設管理担当者に通知する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・業務に関する資格を証明するもの

(2)点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・一級建築士又は二級建築士
- ・国土交通省が定める有資格者

(3)点検実施者は、常に社員証を携帯する。

### 4. 業務条件

業務の実施時間帯は、次のとおりとする。

なお、実施日は施設管理担当者と協議する。

平日(開庁日:月曜日～金曜日(祝祭日を除く))

8 時 30 分～ 17 時 15 分

### 5. 建物内施設等の利用

施設管理担当者と協議し決定する。

### 6. 協議事項

(1)本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者が目的上当然行わなければならない事項に気づいた場合は、受注者その旨を発注者に報告し、受注者において充足するものとする。

(2)受注者は、この仕様書の内容に疑義が生じたときは発注者と協議するものとする。

施設名	構造	延面積(m <sup>2</sup> )	階数
愛知運輸支局	RC	2,019	2
西三河自動車検査登録事務所	RC	522	1
小牧自動車検査登録事務所	RC	1,005	1
豊橋自動車検査登録事務所	RC	720	1
静岡運輸支局	RC	1,536	2
沼津自動車検査登録事務所	S	590	1
浜松自動車検査登録事務所	W	886	1
岐阜運輸支局	RC	1,348	2
飛騨自動車検査登録事務所	RC	445	1
三重運輸支局	RC	1,173	2
四日市自動車検査場	S	360	1
福井運輸支局	RC	735	2
中部運輸局折戸住宅	RC	1,123	3

点検様式 3-1

定期点検記録  
(建築設備 (昇降機を除く。))

(第一面)

(建築基準法第 12 条第 4 項・官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項) の規定による定期点検の結果が以下の記録に記載されたとおりであることを確認しました。

令和 年 月 日

施設保全責任者

---

【1. 対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

---

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

---

【3. 点検による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適合  指摘なし
  - 【ロ. 指摘の概要】
  - 【ハ. 改善予定の有無】  有 (令和 年 月に改善予定)  無
  - 【ニ. その他特記事項】
-

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 階 地下 階  
【ロ. 建築面積】 m<sup>2</sup>  
【ハ. 延べ面積】 m<sup>2</sup>  
【ニ. 点検対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置  
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号  
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )  
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成・令和 年 月 日 第 号  
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【3. 点検日等】

- 【イ. 今回の点検】 令和 年 月 日実施  
【ロ. 前回の点検】 実施 (令和 年 月 日報告) 未実施  
【ハ. 前回の点検に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格等】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号  
【ロ. 氏名のフリガナ】  
【ハ. 氏名】  
【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ホ. 郵便番号】  
【ヘ. 所在地】  
【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号  
【ロ. 氏名のフリガナ】  
【ハ. 氏名】  
【ニ. 所属又は勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ホ. 郵便番号】  
【ヘ. 所在地】  
【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
【ハ. 居室等】 自然換気設備 ( 系統 室) 機械換気設備 ( 系統 室)  
中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室)  
その他 ( 系統 室) 無  
【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ  
ファンコイルユニット併用 その他 ( )  
【ホ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 換気設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無  
【ロ. 不具合記録】 有 無  
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定)  
予定なし

---

**【8. 排煙設備の点検者】**

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

**【9. 排煙設備の概要】**

【イ. 避難安全検証法等の適用】

 階避難安全検証法 ( 階)  全館避難安全検証法 その他 ( )

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

 吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  加圧式 ( 区画)  無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

 吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  加圧式 ( 区画)  無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

 吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  加圧式 ( 区画)  無【ホ. 居室等】  吸引式 ( 区画)  給気式 ( 区画)  無【ヘ. 予備電源】  蓄電池  自家用発電装置  直結エンジン  無

---

**【10. 排煙設備の点検の状況】**【イ. 指摘の内容】  要是正の指摘あり (  既存不適格)  指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】  有 (令和 年 月に改善予定)  無

---

**【11. 排煙設備の不具合の発生状況】**【イ. 不具合】  有  無【ロ. 不具合記録】  有  無【ハ. 改善の状況】  実施済  改善予定 (令和 年 月に改善予定)  予定なし

---

**【12. 非常用の照明装置の点検者】**

(代表となる点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

---

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 ( 灯) 蛍光灯 ( 灯) その他 ( 灯)  
【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)  
無

---

【14. 非常用の照明装置の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

---

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無  
【ロ. 不具合記録】 有 無  
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

---

【16. 給水設備及び排水設備の点検者】

(代表となる点検者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の点検者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 所属又は勤務先】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

---

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク ( 基 m<sup>3</sup>) 貯水タンク ( 基 m<sup>3</sup>)  
その他 ( )  
【ロ. 排水設備】 排水槽 ( 汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)  
排水再利用配管設備 その他 ( )  
【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無  
【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式  
【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器  
その他 ( )

---

【18. 給水設備及び排水設備の点検の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり ( 既存不適格) 指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】  
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

---

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無  
【ロ. 不具合記録】 有 無  
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定)  
予定なし

---

【20. 備考】

---



## 建築設備に係る不具合の状況

## 【1. 換気設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

## 【2. 排煙設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

## 【3. 非常用の照明装置】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

## 【4. 給水設備及び排水設備】

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 建築基準法第 12 条又は官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条に定める点検の結果について点検者から報告を受けた施設保全責任者が記名してください。
- ② 点検者が 2 人以上のときは、代表となる点検者を点検者氏名欄に記入してください。
- ③ 第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて 4 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 3 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に記録すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 3 欄の「ハ」は、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の 6 欄、10 欄、14 欄又は 18 欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 3 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に記録すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る点検結果について作成してください。
- ② 1 欄の「ニ」は、点検対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2 欄の「イ」及び「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第 87 条の 2 及び同法第 88 条第 2 項の規定により準用して適用される同法第 6 条第 1 項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2 欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、点検が終了した年月日を記入し、「ロ」は、点検対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、記録の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3 欄の「ハ」は、前回の定期点検の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4 欄から 19 欄までは、点検の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄は、代表となる点検者並びに点検に係る建築設備に係るすべての点検者について記入してください。当該建築設備の点検を行った点検者が 1 人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「イ」は、点検者の有する資格について記入してください。点検者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ニ」は、点検者が職員の場合は、点検者の所属を記入してください。郵便番号、所在地、電話番号の欄は削除してもかまいません。点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4 欄、8 欄、12 欄及び 16 欄の「ホ」から「ト」までは、点検者が法人に勤務している場合は、点検者の勤務先について記入し、点検者が法人に勤務していない場合は点検者の住所について記入してください。
- ⑬ 5 欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の 20 分の 1 未満となる居室（建築基準法第 28 条第 3 項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は、同項に規定する居室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 5 欄の「ニ」並びに 17 欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。
- ⑮ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」は、点検結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6 欄、10 欄、14 欄及び 18 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回点検時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第67条の2、第67条の4及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に記録すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。
- #### 4. 第三面関係
- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回点検時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回点検時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

点検記録表  
(換気設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）</b>					
(1)	機械換気設備 (中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取入口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況			
(2)		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況			
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置			
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況			
(5)		風道の取付けの状況			
(6)		風道の材質			
(7)		給気機又は排気機の設置の状況			
(8)		換気扇による換気の状況			
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量			
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)		空気調和設備の設置の状況			
(12)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況			
(13)	中央管理方式の空気調和設備 空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の運転の状況			
(14)		空気ろ過器の点検口			
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離			
(16)		各居室の温度			
(17)	空気調和設備の性能	各居室の相対湿度			
(18)		各居室の浮遊粉じん量			
(19)		各居室の一酸化炭素含有率			
(20)		各居室の二酸化炭素含有率			
(21)		各居室の気流			
<b>2 換気設備を設けるべき調理室等</b>					
(1)	機械自然換気及び換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質			
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況			
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ			
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置			
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況			
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離			
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況			
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）			
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況			
(11)		換気扇による換気の状況			
(12)		給気機又は排気機の設置の状況			
(13)		機械換気設備の換気量			
<b>3 法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等</b>					
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況			
(2)		防火ダンパーの取付けの状況			
(3)		防火ダンパーの作動の状況			
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況			
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況			

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正		
			既 存 不 適 格		
4	上記以外の点検項目				
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(1/4) (ろ) 欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(1/4) (ろ) 欄に掲げる点検事項について同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(排煙設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者		氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者			
	その他の点検者			

番号	点検項目等	点検結果			備考	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況				
(2)		排煙風道との接続の状況				
(3)		排煙機の外観	煙排出口の設置の状況			
(4)		煙排出口の周囲の状況				
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況				
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況			
(7)			作動の状況			
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況			
(9)			排煙機の排煙風量			
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置			
(12)		排煙口の周囲の状況				
(13)		排煙口の取付けの状況				
(14)		手動開放装置の周囲の状況				
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況			
(17)			排煙口の開放の状況			
(18)			排煙口の排煙風量			
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(20)		煙感知器による作動の状況				
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(22)		排煙風道の取付けの状況				
(23)		排煙風道の材質				
(24)		防煙壁の貫通措置の状況				
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況				
(26)		防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況			
(27)			防火ダンパーの作動の状況			
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ				
(31)	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況					
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置			
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況				
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況				
(35)		手動開放装置の周囲の状況				
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(37)		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量			
(38)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(39)		煙感知器による作動の状況				
(40)		特殊な構造の排煙設備の給気風道 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(41)			給気風道の材質			
(42)			給気風道の取付けの状況			
(43)			防煙壁の貫通措置の状況			
(44)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の設置の状況				
(45)	給気送風機の給気風道との接続の状況					

番号	点検項目等		点検結果			備考	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況					
(47)		作動の状況					
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況					
(49)		給気送風機の給気風量					
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況					
(51)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(52)			吸込口の周囲の状況				
(53)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況						
<b>2 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー</b>							
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況					
(2)		給気口の周囲の状況					
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(4)			排煙風道の取付けの状況				
(5)			排煙風道の材質				
(6)		給気口の外観	給気口の周囲の状況				
(7)			給気口の取付けの状況				
(8)			給気口の手動開放装置の周囲の状況				
(9)			給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況				
(10)		給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況				
(11)			給気口の開放の状況				
(12)		給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(13)			給気風道の取付けの状況				
(14)			給気風道の材質				
(15)		給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況				
(16)			給気風道との接続の状況				
(17)		給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況				
(18)			給気送風機の作動の状況				
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況				
(20)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(21)		給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置				
(22)			吸込口の周囲の状況				
(23)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(24)		遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速				
(25)		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置				
(26)			空気逃し口の周囲の状況				
(27)			空気逃し口の取付けの状況				
(28)		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況				
(29)		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(30)			圧力調整装置の周囲の状況				
(31)			圧力調整装置の取付けの状況				
(32)		圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況				
<b>3 令第126条の2第1項に規定する居室等</b>							
(1)		可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況				
(2)	手動降下装置による連動の状況						
(3)	煙感知器による連動の状況						
(4)	可動防煙壁の材質						
(5)	可動防煙壁の防煙区画						
(6)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況						

番号	点検項目等		点検結果			備考
			指摘なし	要是正		
				既	存	
4 予備電源						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)			発電機の発電容量			
(3)			発電機及び原動機の状況			
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)			始動用の空気槽の圧力			
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)			自家用発電装置の取付けの状況			
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)			接地線の接続の状況			
(12)			絶縁抵抗			
(13)	自家用発電装置の性能		電源の切替えの状況			
(14)			始動の状況			
(15)			運転の状況			
(16)			排気の状況			
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況			
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(20)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(21)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(22)			給気部及び排気管の取付けの状況			
(23)			Vベルト			
(24)			接地線の接続の状況			
(25)			絶縁抵抗			
(26)	直結エンジンの性能		始動及び停止並びに運転の状況			
5 上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		



(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(2/4)第二(ろ)欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(2/4)(ろ)欄に掲げる点検事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[7]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 5「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目等の番号、点検項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(非常用の照明装置)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			備考
		指摘なし	要是正	既存不適格	
<b>1 照明器具</b>					
(1)	非常用の使用電球、ランプ等				
(2)	照明器具の取付けの状況				
<b>2 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>					
(1)	予備電源 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況				
(2)	照度 照度の状況				
(3)	分電盤 非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線 配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
<b>3 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置</b>					
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
(2)		電気回路の接続の状況			
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況			
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況			
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況			
<b>4 電池内蔵形の蓄電池</b>					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況			
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況			
<b>5 電源別置形の蓄電池</b>					
(1)	蓄電池	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)		蓄電池等の状況 蓄電池室の換気の状況			
(3)		蓄電池の設置の状況			
(4)	蓄電池の性能	電圧			
(5)		電解液比重			
(6)		電解液の温度			
(7)	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況			
(8)		キュービクルの取付けの状況			
<b>6 自家用発電装置</b>					
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況			
(2)		発電機の発電容量			
(3)		発電機及び原動機の状況			
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況			
(5)		始動用の空気槽の圧力			
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況			
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況			
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
(9)		自家用発電装置の取付けの状況			
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）			
(11)		接地線の接続の状況			
(12)		絶縁抵抗			
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(14)	始動の状況				
(15)	運転の状況				
(16)	排気の状況				
(17)	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				

番号	点 検 項 目 等	点検結果			備考
		指摘 なし	要是正		
			既 存 不 適 格		
7 上記以外の点検項目					
特記事項					
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(3/4) (ろ) 欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(3/4) (ろ) 欄に掲げる点検事項について同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 7「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

点検記録表  
(給水設備及び排水設備)

点検の実施日 令和 年 月 日

点検者	氏名	所属又は勤務先	資格
	代表となる点検者		
	その他の点検者		

番号	点検項目等	点検結果			備考	
		指摘なし	要是正			
			既	存	不	適
		存	不	適	格	
<b>1 飲料用の配管設備及び排水設備</b>						
(1)	（隠蔽料用配管及び埋設排水配管を除く。）	配管の取付けの状況				
(2)		配管の腐食及び漏水の状況				
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)		継手類の取付けの状況				
(5)		保温措置の状況				
(6)		防火区画等の貫通措置の状況				
(7)		配管の支持金物				
(8)		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)		止水弁の設置の状況				
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況				
<b>2 飲料水の配管設備</b>						
(1)	と下及び飲料水の給水ポンプ並びに給水タンク等	給水タンク等の設置の状況				
(2)		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)		給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)		給水ポンプの運転の状況				
(6)		給水タンク及ポンプ等の取付けの状況				
(7)		給水タンク等の内部の状況				
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況				
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況				
<b>3 排水設備</b>						
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ				
(2)		排水槽の通気の状況				
(3)		排水漏れの状況				
(4)		排水ポンプの設置の状況				
(5)		排水ポンプの運転の状況				
(6)		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(7)	（配管再利用を含む。）排水設備	雑用水の用途				
(8)		雑用水給水栓の表示の状況				
(9)		配管の標識等				
(10)		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(11)		消毒装置				
(12)	衛生器具	衛生器具の取付けの状況				
(13)	その他	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況			
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況				

番号	点 検 項 目 等		点 検 結 果			備 考
			指 摘 な し	要 是 正		
				既 存 不 適 格		
(15)	その他 排水管	公共下水道等への接続の状況				
(16)		雨水排水立て管の接続の状況				
(17)		排水の状況				
(18)		掃除口の取付けの状況				
(19)		雨水系統との接続の状況				
(20)		間接排水の状況				
(21)		通気管	通気開口部の状況			
(22)	通気管の状況					
4 上記以外の点検項目						
特記事項						
番号	点検項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		

(注意)

- [1] この書類は、建築物ごとに作成してください。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「点検者」欄は、定期点検記録に記入した点検者について記入し、所属又は勤務先、保有する資格を記入してください。当該建築物の点検を行った点検者が1人の場合は、その他の点検者欄は削除して構いません。
- [4] 点検対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- [5] 該当しない点検項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「備考」欄までを取消線で抹消してください。
- [6] 「点検結果」欄は、表2-2-2(4/4) (ろ) 欄に掲げる各点検事項ごとに記入してください。
- [7] 「点検結果」欄のうち「要是正」欄は、表2-2-2(4/4) (ろ) 欄に掲げる点検事項について同表 (に) 欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- [8] 「点検結果」欄のうち「指摘なし」欄は、[6]に該当しない場合に○印を記入してください。
- [9] 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- [10] 4「上記以外の点検項目等」は、H20告示第285号第二ただし書の規定により特定行政庁が点検項目等を追加したとき又は同告示第二第2項の規定により点検の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した点検項目等又は同告示第二第2項に規定する図書に記載されている点検項目等を追加し、[6]から[9]に準じて点検結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- [11] 「特記事項」は、点検の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する点検項目の番号、点検項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- [12] 要是正とされた点検項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を点検様式3-3の様式に従い添付してください。

関係写真  
(建築設備 (昇降機を除く))

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付	特記事項		

部位	番号	点検項目等	点検結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付	特記事項		

(注意)

- [1] この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- [2] 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- [3] 「部位」欄の「番号」、「点検項目等」は、それぞれ点検様式3-2-1～3-2-4の番号、点検項目等に対応したものを記入してください。
- [4] 「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- [5] 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。